

# 労災保険給付業務の業務・システム 最適化事業

平成22年8月

労働基準局労災補償部労災保険業務課（植松課長）〔主担当〕

労働基準局総務課（前田課長）〔最適化計画の総合調整関連〕

## 1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

## 2. 事業概要

### （1）実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署

### （2）概要

#### 1 労災保険給付における本省払いへの集約化

労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。

#### 2 システム化による業務効率化

次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。

- ① 労災保険特別加入に係る承認・給付業務、
- ② 第三者行為災害における求償業務
- ③ 義肢等の支給業務
- ④ 各種統計の集計業務
- ⑤ 認定等の支援業務

#### 3 メインフレームのオープン化

メインフレームを廃止してオープン化（※）するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。

（※）個々の業者や独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。）

#### 4 他のシステムとの連携強化

他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。

◆参考：厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html>

### （3）事業計画期間

---

平成 18 年度 ～ 平成 22 年度

### （4）予算執行の弾力化措置

---

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

## 3. 評価と反映の方向性

---

### （1）総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

---

#### 1 削減経費

平成 21（2009）年度に最適化の効果が発現する削減経費については、目標値の 28 億円を下回ったが、年間 25 億円の削減を達成することができた。

#### 2 削減業務処理時間

平成 21（2009）年度においては、最適化の効果は発現しない。

#### 3 オンライン申請

特別加入に関する変更届（中小事業主等及び一人親方等）の利用件数が平成 20 年度の 679 件に比べ、平成 21 年度は 990 件と約 45%増加したが、その他の労災給付業務に係る手続については、利用件数、利用率とも大幅な向上にはつながらなかった。

### （2）予算執行の弾力化措置により得られた効果等

---

国庫債務負担行為により、システムの設計・開発及び運用については、同一業者が継続的に行うことが可能となったことから、計画的なシステム開発が可能となり、また安定的なシステムの運用が図られた。

さらに、繰越明許費により、システムの設計に変更が生じた場合に機動的に対応することが

できた。

### (3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

---

最適化実施に係る他システムとの連携事項の検討については、取り決めた連携の実施内容の着実な実施について見守る必要がある。

労災保険給付業務に係る手続は、被災労働者等が行う手続が大部分を占めており、また、そのような手続のための公的個人認証の普及等の問題があることから、利用率は大幅に向上しなかった。

### (4) 政策等への反映の方向性

---

平成23年度予算については、所要の予算を要求する。

オンライン利用促進については、窓口で利用勧奨を行う等、引き続き利用促進策を推進する。

## 7. 特記事項

---

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。

平成16年6月14日一部改定）

### II IT化に対応した業務改革

#### 1 業務・システムの最適化

##### (2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

#### ① 刷新可能性調査を通じ、

- ・汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・オープンシステム化
- ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・随意契約から競争入札への移行
- ・データ通信サービス契約の見直し
- ・国庫債務負担行為の活用の可能性について検討する。

- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。
- ③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。
- ④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

(参考) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf>